

TOHO・Ajiso 商品券

資金決済法に基づく情報提供

発行者：東宝企業株式会社

TOHO・Ajiso 商品券は東宝ストア・新あじそう全店でご利用いただけます。

東宝ストア・新あじそう各店のサービスカウンターにて、ご予算に応じて詰め合わせ致します。

なお、額面は 500 円のみとなります。

TOHO・Ajiso 商品券見本



TOHO・Ajiso 商品券は、資金決済に関する法律に基づき、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日における TOHO・Ajiso 商品券の未使用残高の 2 分の 1 以上の額を法務局等に供託等することより資産保全することが求められています。

また、TOHO・Ajiso 商品券の保有者は、当社に万が一のことが生じた場合、資金決済に関する法律第 31 条に基づき、他の債権者に先立ちこの保全措置から弁済を受けることが出来ます。

注意事項

- ・商品券は、金券類の購入・収納代行、その他当社または取扱店が指定した商品等を購入する際のお支払いには、ご利用いただけません。
- ・商品券の再発行、交換、現金とのお引き換えは致しません。
- ・商品券のホログラム線が切り取られている場合又は著しくき損している場合は、ご利用頂けません。
- ・有効期限の過ぎた商品券はご利用頂けません。
- ・商品券をお求めの際には、スマイルカード・Pカードポイント対象外となります。
- ・商品券をお求めの際には、消費税は課税されません。
- ・商品券をご利用時には消費税が課税されます。
- ・商品券の盗難・紛失または減失などに関しましては、当社は一体その責めを負いません。

お問い合わせ先

東宝企業株式会社 本部

電話 0858-22-7321